

兵庫医科大学病態モデル研究センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫医科大学病態モデル研究センター規程第9条第3項の規定に基づき、病態モデル研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、病態モデル研究センター（以下「センター」という。）の運営に関する、次に掲げる事項について審議し、学長に答申する。

- 1 予算要求、予算執行
- 2 受益者負担額の検討
- 3 センター関連規程等の検討
- 4 高額機器の選定
- 5 学長の諮問事項
- 6 その他、適正な運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 1 病態モデル研究センター長
 - 2 西宮病態モデル研究センター長
 - 3 神戸病態モデル研究センター長
 - 4 医学部長が指名する教授 1名
 - 5 副学長（神戸キャンパスを本務とする者）が指名する教授 1名
 - 6 西宮病態モデル研究センター実験動物管理者
 - 7 神戸病態モデル研究センター実験動物管理者
 - 8 大学事務部研究技術課長
- ② 委員の委嘱は学長が行う。

(任期)

第4条 前条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

② 前項の委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病態モデル研究センター長をもって充てる。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- ② 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- ③ 委員会は、委員長が必要と認めた場合に随時開催するものとする。
- ④ 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(小委員会)

第7条 委員会の下に、西宮病態モデル研究センター運営小委員会並びに神戸病態モデル研究センター運営小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

- ② 小委員会に関する規程は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

- ①この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- ②この規程の施行に伴い、「兵庫医科大学動物実験施設運営委員会規程（平成元年12月25日施行）」を廃止する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。（事務局組織の一部改組）

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。